

加工・業務用野菜、果実の生産流通体制の整備に向けた関連措置

○平成21年度助成枠：野菜 10億円
果実 5億円

○青果物原価提示型販売・取引手法導入事業

青果物の契約取引を行うにあたり、生産原価を提示して生産者の必要な手取りの確保に向けた販売・取引手順の確立のため、実証的に中間事業者、食品製造業者、量販店等と原価提示型販売・取引手法に取り組む意欲的な産地及び実需者がコスト要因や価格反映に関する調査分析、実需者・消費者への理解醸成活動を行います。

○加工・業務用野菜需要対応産地育成事業

加工・業務用に対応した配送拠点の再配置やモーダルシフトの導入、労働力調整等により、低コストで合理的な野菜の生産・流通システムの現地検討を行います。

○加工・業務用果実需要対応産地育成事業

加工・業務用に対応した果実産地形成に向けた調査を行うとともに、国産果実を原料とした加工品の開発・実用化に向けた市場調査、新たな商品・商材の試作、評価及び新たな販売形態の検討等を行います。

〈今後の予定〉

☆ 国産原材料供給力強化対策事業については、

- ①実施要領等を2月下旬に示し、
- ②公募は2月下旬から3月下旬までに実施する予定としています。

☆ 加工・業務用野菜・果実の生産流通体制の整備に向けた関連措置については、実施要領等が取りまとめ次第、関係の皆様を示すこととします。

☆ なお、当該事業等に関する詳細な情報については、
農林水産省ホームページ(加工・業務用野菜・果実対策のページ)
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/engei/ryutu_kako/index.html)
に随時更新しますので、ご覧ください。

事業実施に向けた相談窓口・お問い合わせ先

農林水産省 生産局 生産流通振興課 電話03-6744-2113

加工・業務用農畜産物(野菜・果実等)の生産に携わる産地の皆様へ!
加工・業務用農畜産物(野菜・果実等)の流通・加工に携わる事業者の皆様へ!

国産原材料供給力強化対策事業のご案内

～加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築～

農林水産省では、平成21年度から、加工食品や外食の原材料として国産の農畜産物(野菜・果実等)の安定供給・利用拡大を担う生産者、流通業者、食品製造業者、外食事業者等の皆様に対して新たな支援を行います。

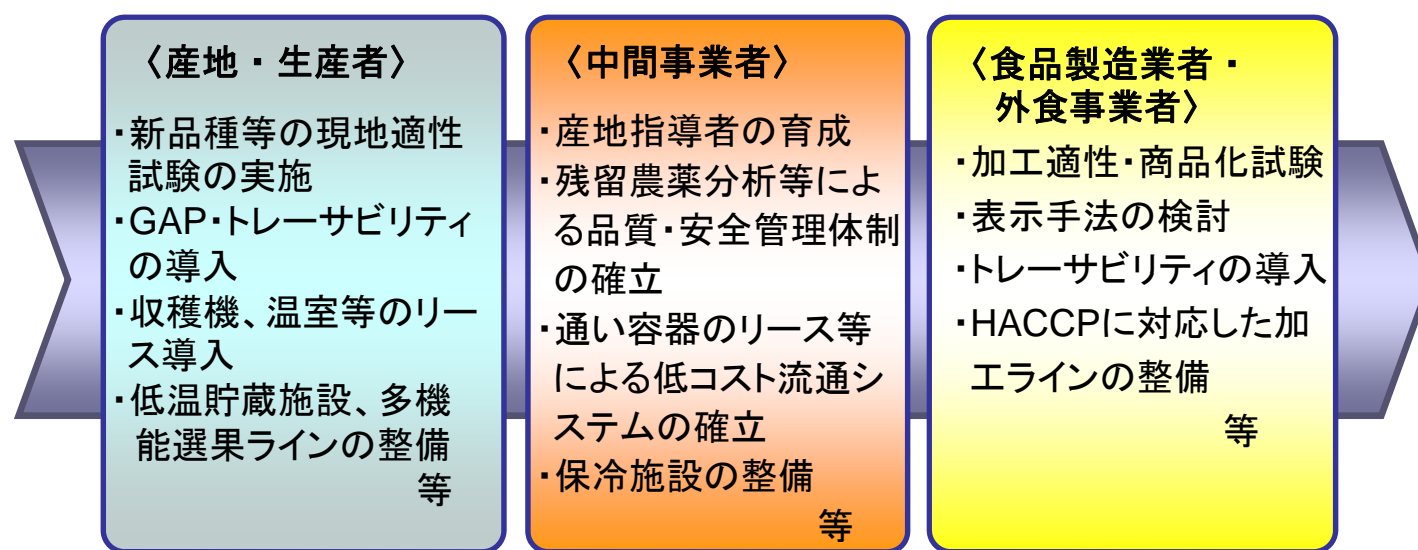
本事業の目的

- 産地から食品製造業者までの一貫した供給経路(サプライチェーン)を構築します。
- 産地と食品製造業者等をつなぎ、この供給経路の構築に重要な役割を担う「中間事業者」を育成し、その機能を強化します。

「中間事業者」とは?

- 産地と食品製造業者や外食事業者をつなぎ、産地から購入した農産物を食品製造業者等のニーズに合わせて安定的に供給する(場合によっては、選別・調製・加工等も行う。)ことに加え、加工・業務用需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する者・部門の総称です。

「中間事業者」の機能を介した供給経路の構築



加工・業務用農畜産物（野菜・果実等）に取り組むメリットとは？

① 農業経営の安定

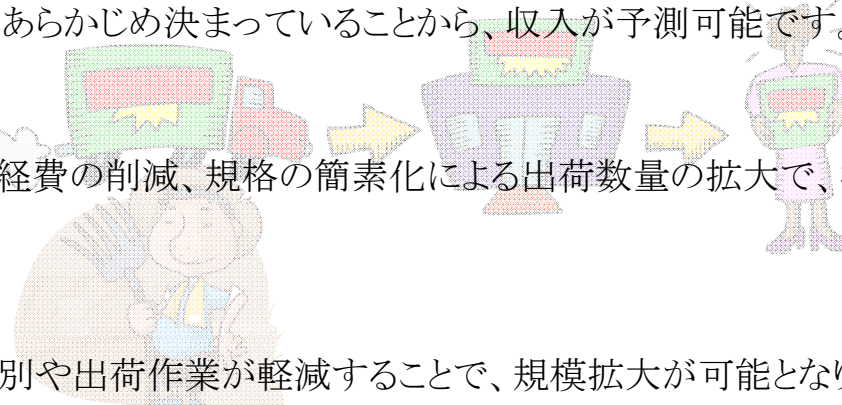
販売数量、販売価格があらかじめ決まっていることから、収入が予測可能です。

② コストダウンが可能

通い容器等による流通経費の削減、規格の簡素化による出荷数量の拡大で、コストダウンが可能となります。

③ 規模拡大が可能

規格の簡素化による選別や出荷作業が軽減することで、規模拡大が可能となります。



加工・業務用農畜産物（野菜・果実等）の生産に取り組む皆様を支援します！
加工・業務用農畜産物（野菜・果実等）の流通・加工に取り組む皆様を支援します！

国産原材料供給力強化対策事業による支援

- 平成21年度概算決定額：51億円
- 実施期間：平成21年度～平成23年度

1. 地区推進事業（平成21年度概算決定額：9億円）

国産原材料の供給経路（サプライチェーン）を構築するために産地・生産者、中間事業者、食品製造業者等が一体的に実施する活動に対して、ソフト面での支援を行います。

- ① 事業実施主体：生産者、中間事業者、食品製造業者等が連携して組織した協議会
- ② 補助率：定額
- ③ 事業内容：事業実施主体となった協議会が行う次のような取組への支援を行います。
 - 1) 産地・生産者への支援
 - ・加工・業務用品種の現地適性試験の実施
 - ・GAPやトレーサビリティの導入による品質管理・安全管理体制の確立
 - ・加工・業務用需要に対応するための園地の再編リース、収穫機・温室等のリース導入
 - 2) 中間事業者への支援
 - ・出荷規格・基準の簡素化等の検討
 - ・残留農薬分析等による品質管理・安全管理体制の確立
 - ・産地への通い容器のリース等による低コスト流通システムの導入実証 等
 - 3) 食品製造業者等への支援
 - ・新品種の加工適性試験の実施
 - ・HACCPやトレーサビリティの導入による品質・安全管理体制の確立 等

2. 整備事業（平成21年度概算決定額：41億円）

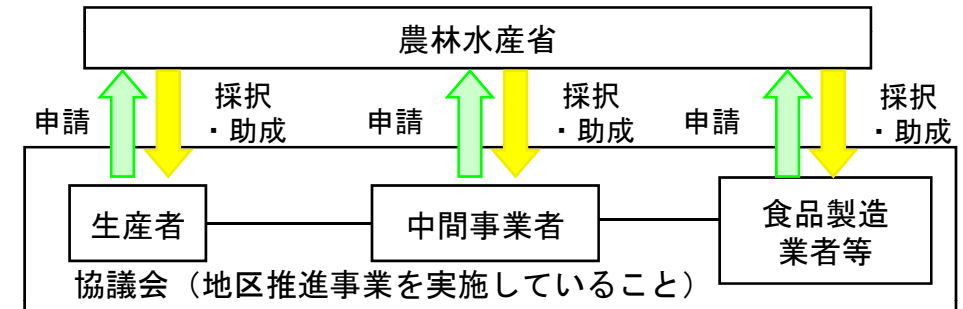
「中間事業者」を介した供給経路を構築する産地・生産者、中間事業者、食品製造業者等に対して、ハード面での支援を行います。

- ① 事業実施主体：推進事業を実施する協議会の構成員である生産者、中間事業者、食品製造業者等
- ② 補助率：2分の1以内
- ③ 事業内容：加工・業務用の生産流通体制の整備への支援
 - 1) 産地・生産者への支援
 - ・適性品種の一斉導入を図るための共同育苗施設の整備
 - ・品質保持・管理のための低温貯蔵施設、多機能選果ライン等の整備
 - ・加工・業務用のための省力機械化体系の導入
 - ・省力・多収栽培を可能にするための小規模土地基盤整備 等
 - 2) 中間事業者への支援
 - ・衛生的なパッキングラインの整備
 - ・完全コールドチェーン化のための保冷施設の整備
 - ・多様な温度帯に対応した集出荷貯蔵施設の整備
 - ・光センサー選果による糖度分析に対応した集荷施設の整備 等
 - 3) 食品製造業者等への支援
 - ・完全コールドチェーン化のための保冷施設の整備
 - ・HACCPに対応した加工ラインの整備 等

④ 留意事項

地区推進事業を実施することが要件となります。

○整備事業申請の例



《国産原材料供給力強化対策事業》の採択要件（案）

○地区推進事業

- ・生産者・中間事業者・食品製造業者等から構成される原材料供給・利用協議会を設置し、国産原材料供給・利用計画を策定していること
- ・協議会の組織（代表、事務局、意思決定方法等）及び経理（会計処理等）に係る規約が定められていること
- ・事業実施による成果目標を定めていること
- ・受益農家が3戸以上であること

○整備事業

- ・原材料供給・利用協議会の構成員である生産者、中間事業者又は食品製造業者等が実施主体であること
- ・地区推進事業と一体的に実施すること
- ・国産原材料の取引契約を締結していること
- ・事業実施による成果目標を定めていること
- ・受益農家が3戸以上であること

※ 上記は、本リーフレット作成時点の案です。要件の詳細については、別記相談窓口までご確認ください。